平成２６年（フ）第６０号
栃木県矢板市扇町１丁目６番３号　仲屋アパート、前住所栃木県矢板市東町3019番地５レオパレスごよう209号
債務者　福山　啓三
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第６１号
栃木県矢板市扇町１丁目６番３号　仲屋アパート
債務者　青木　マサ
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第２０２３号
横浜市旭区二俣川１丁目75番地　ジュネスコトー202号室
債務者　向山　千代
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０９６号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート４棟314号
債務者　入江　　修
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１５１号
横浜市鶴見区生麦５丁目13番21号　佐藤アパート101
債務者　宇田川芳則
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８９号
沖縄県沖縄市室川１丁目９番７―701号　室川市営住宅
債務者　佐々木良美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１号
静岡県焼津市高新田2407番地３、住民票上の住所静岡県牧之原市片浜3380番地71
債務者　森田　一弘
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０号
東京都新宿区市谷薬王寺町74―５―102
債務者　礒部　広光
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９号
東京都練馬区東大泉３丁目59―５―609
債務者　松田　守弘
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０号
東京都練馬区関町北１丁目20―11―403
債務者　栗生　千鶴
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８９７号
横浜市神奈川区三ツ沢西町４番21―101号
債務者　坂口　重泰
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２６年（フ）第６２号
茨城県土浦市川口１丁目８番11号　大内住宅
破産者　海老澤里子（旧姓小菅）
1　決定年月日　平成26年12月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７９号
茨城県つくば市柴崎68番地19　ラフォーレつくば102号
破産者　中村　淳一
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４４７号
栃木県宇都宮市平松本町1127番地６　きくちハイツⅢ205号、前住所栃木県日光市土沢1768番地19
破産者　髙根　俊之
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６６号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5501番地１、前住所愛知県名古屋市名東区香流１丁目1107番地　ゴールドパレス香流202号
破産者　青木麻衣子
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７０号
栃木県宇都宮市野沢町105番地　県営野沢住宅５号棟22号室
破産者　成年被後見人　黒田　柾夫
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８１号
栃木県宇都宮市下戸祭１丁目15番22号　コープオリンピア宇津宮402号室、前住所栃木県宇都宮市下戸祭２丁目11番11号　セントラルハイツ208号
破産者　中山　慶寿
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８２号
栃木県日光市文挟町299番地３
破産者　菅　　英夫
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係